

国民健康保険制度の安定運営に向けた財政支援の拡充と制度改善を求める意見書

国民健康保険制度は、地域医療を支え、国民皆保険を支える重要な基盤であり、誰もが安心して必要な医療を受けるためのセーフティネットである。

しかしながら、国民健康保険は、加入者の高齢化に伴う医療費の増加や、低所得者層の加入割合が高いことなど、制度上の構造的な課題を抱えており、市町村の努力だけで安定的な運営を維持することが極めて困難な状況となっている。

本市においても、令和8年度に保険税率の改定を予定しているが、長引く物価高騰の影響により市民生活が厳しさを増す中で、被保険者に更なる負担をお願いせざるを得ない状況にある。

また、保険税率の見直しを行ってもなお財源不足が見込まれ、基金の活用や一般会計からの法定外繰入によって制度を支えているのが実情である。こうした対応は、国民健康保険財政の支えとして一定の役割を果たしている一方で、教育、福祉、防災など、他の重要な行政サービスにも影響を及ぼしかねず、もはや自治体独自の努力だけでは限界がある。

国民健康保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、被保険者の負担軽減と制度の安定運営を両立させる観点から、国の責任において、より一層の財政支援と制度改善を講ずることが不可欠である。

よって、本市議会は、国に対し、国民健康保険制度の安定的な運営を確保し、全ての国民が安心して医療を受けられる体制を維持するため、次の事項を強く要望する。

- 1 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を図り、財政基盤の強化を進めること。

とりわけ、被保険者及び市町村の負担が過度に増大しないよう、国の責任において十分な財政措置を講ずること。

- 2 被保険者の保険税負担の軽減に向けた支援策を更に充実させること。

特に、低所得者世帯、子育て世帯、高齢者等への配慮を十分に行い、生活実態に即した負担軽減策を講ずること。

- 3 国民健康保険制度が抱える構造的課題の解決に向け、持続可能な制度となるよう必要な制度改善を進めること。

高齢化、低所得化、医療費増加などの課題を自治体任せにすることなく、将来にわたり安定した制度運営が可能となるよう抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

座間市議会議長 松 橋 淳 郎